

# 避難所開設・運営マニュアル (新型コロナウイルス感染症対策編)

令和2年6月  
舞鶴市

本マニュアルを、「避難所開設・運営マニュアル」に加え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。

## 1 避難所の過密状態防止

- ① 避難所の過密状態を防止するため、状況に応じ、随時避難所の確保について検討する。
- ② 可能な場合は、安全な親戚や友人宅等への避難、療養者にとっては自宅の二階への避難等を検討するよう周知する。

## 2 避難所でのスペースの確保

### (1) 避難スペースの区画割り

- ① 避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限確保するよう努める。
- ② 個人又は家族間で、概ね2m以上の間隔が確保できるようレイアウトを検討する。
- ③ 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かない。
- ④ 発熱や咳等、感染症の症状がある者のために別の避難スペース（※1）やトイレを確保し、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう努める。

## 3 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

### (1) 避難所の開設

- ① 感染症予防のため、常時マスクを装着すること。また、咳エチケット、うがい、手洗い等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ② 避難所を開設し、避難者を受け入れる際、問診を行う。
- ③ 避難者全員に対して、検温を実施する。
- ④ 消毒液を避難所の出入口等に設置し、避難者への入場の際には、手指の消毒を実施させる。

### (2) 避難者の誘導

- ① 避難者を誘導する際、避難者の年齢や要配慮者等により、スペースを割りあてて誘導する。（個人又は家族間で、概ね2m以上確保）
- ② 避難時の問診や検温の結果により、入場前に感染症の症状が確認された場合は、別の避難スペース（※1）に誘導する。
- ③ 感染症の症状がある者を誘導する際は、接触感染予防のためマスクの他に手袋、フェイスシールド等の目の防護、長袖ガウンを使用する。

### (3) 避難所の運営

- ① 避難所が三密にならないよう注意を払うとともに、適宜、換気を行う。  
(1時間に2回程度)
- ② 避難者で体調不良となった者がいないか、避難者に注意を払うとともに、随時状況を観察しておく。
- ③ 避難所施設の定期的な清掃、消毒を実施する。
- ④ 感染症の症状がある者の介助をする際は、マスクの他に手袋、フェイスシールド等の目の防護、長袖ガウンを使用する。

## 4 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力を要請

- ① 避難の際には、食料、飲料水等のほか、マスク、消毒液、体温計を可能な限り持参する。
- ② 原則マスクを着用する。また、咳エチケット、うがい、手洗い等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ③ 発熱、咳等の体調がすぐれない場合は、速やかに避難所スタッフに報告する。

## 5 感染が疑われる避難者等への適切な対応

### (1) 避難所で体調不良（発熱者等）となった場合

- ① 避難者が避難場所において体調不良となった場合、検温を再度実施するとともに、別の避難スペース（※1）に誘導する。
- ② 発熱者等が出た場合、症状等をかかりつけ医又は専用相談窓口（※2）に連絡・相談し、必要に応じて、診察を受けさせる。
- ③ 医師の判断の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。
- ④ 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

### (2) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

- ① 軽症の場合であっても、一般の避難所に滞在することは適当でないため、中丹東保健所と事前に協議を行う。（一般の避難所とは別の避難先、移送方法及び移送する際の役割分担・手順等をあらかじめ決めておく。）

### (3) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応

- ① 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等及び新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触者の避難支援を円滑に行うため、中丹東保健所と事前に協議を行う。（一般の避難所とは別の避難先、避難に関する事前の周知方法、避難支援の役割分担・手順及び連絡体制等をあらかじめ決めておく。）

## 6 その他

### (1) 避難所閉鎖時の対応

- ① 感染者の利用後の対応については、居室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う。
- ② 清掃・消毒の際は、手袋、マスク、フェイスシールド等の目の防護、長袖ガウンを使用して行う。

(※1) 避難スペースについては、施設ごとに施設管理者と調整する。

### (※2) 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧

機関名称	電話番号	受付時間
京都府新型コロナウイルス感染症専用相談窓口	075-414-4726	土・日・祝日を含む 24 時間
中丹東保健所	0773-75-0806	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

舞鶴市字北吸 1 0 4 4 番地

舞鶴市市長公室危機管理室危機管理・防災課

TEL : 0773 (66) 1089

FAX : 0773 (64) 7688

舞鶴市健康・子ども部健康づくり課

TEL : 0773 (65) 0065

FAX : 0773 (62) 0551

舞鶴市福祉部福祉企画課

TEL : 0773 (66) 1011

FAX : 0773 (62) 9891

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所開設・運営フロー

### 【避難所開設】

- 避難所到着後、市へ到着報告  
(福祉企画課 66-1011)
- 避難スペースの確認(要配慮者、子ども、発熱・咳等の症状の方等)
- 避難所運営記録の作成開始



### 【避難所の運営、避難者の受入】

- 避難者の受付 ⇒ 問診票、検温、マスク着用、手指消毒
- 発熱等症状あり ⇒ 別の避難スペースへ(※1)
- 咳エチケット・うがい・手洗いの徹底を指導
- 避難スペースへの誘導
- 避難者名簿を作成
- 避難者について、市へ報告  
(発熱のある方がいる場合は逐一報告)



別の避難スペース(※1)

### 【発熱等症状なし】

- 感染防止対策に係る注意事項の順守  
(換気・距離・会話ルール等)

体調不良者



### 【発熱等症状あり】

- 体調不良者
- 濃厚接触者等



### 【避難所の閉鎖】

- 災害対策(警戒)本部が決定
- 市から施設管理者へ閉鎖報告
- 避難所の片づけ
- 避難スペースの消毒を実施
- 完全閉鎖した旨の市へ報告
- 帰庁後、福祉企画課へ報告

### 【感染疑いの発生】

- かかりつけ医又は専用相談窓口へ電話
- 病院等へ搬送
- 避難スペースの消毒を実施